

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号、購入物品名及び数量

7港第181号 長崎港コンテナヤードストラドルキャリア 1台

※規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第11号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又はFAX等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

※郵送、FAX等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出期限及び提出場所

〔提出期限〕令和8年1月6日17時00分

〔提出場所〕長崎県土木部港湾課（FAX095-821-9246）

(3) 物品等の納入期限及び納入場所

〔納入期限〕令和11年3月23日

〔納入場所〕長崎港小ヶ倉柳ふ頭コンテナヤード（長崎県長崎市小ヶ倉町3丁目）

(4) 入札期日等

①入札期日及び場所

〔入札期日〕令和8年1月7日13時30分開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟1階入札室

入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に港湾課に確認すること。

②郵送による場合の入札書の受領期限等

一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

〔受領期限〕令和8年1月6日17時00分

〔提出先〕長崎県土木部港湾課

※郵送以外による入札の場合は、入札期日及び場所での入札となります。前日までに持参されても入札書の受領はできません。

(5) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第6号）」を下記提出場所へ令和7年12月15日17時00分までにFAX等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※令和7年12月19日までに「質問への回答書（調達様式第7号）」によりFAXにて回答します。

「質問書」の提出期限及び提出場所等

〔提出期限〕令和7年12月15日17時00分

〔提出場所〕長崎県土木部港湾課（FAX095-821-9246）

(6) 入札書の記載方法

ア 入札書（調達様式第8号）及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。

ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第9号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である

※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

※郵送による入札の場合の「入札書」等の提出方法

- ・入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒とすること。
- ・入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載すること。
- ・入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。
- ・入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書の宛名は長崎県知事とすること。
- ・外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

（７）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

（ア）入札保証金等は、予定表の納付期限までに提出すること。

（イ）見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 件以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。なお、契約の規模については、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

①2,000 万円以上

②2,000 万円未満 500 万円以上

③500 万円未満

〔納付の方法〕

- ・「入札保証金納付申出書（別紙 1）」を予定表の提出期限までに提出すること（郵送、持参又は FAX 等）。
- ・申出書を受け取り次第、納付書を送付するので、長崎県の公金取扱銀行において納付すること。
- ・金融機関において納付する場合は、納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（別紙 2）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、予定表の納付期限までに提出すること（郵送、持参又は FAX 等）。

〔注意事項〕

- ・納付書で金融機関において納付する以外に現金で納付することはできない。
- ・入札保証保険契約締結の際は、入札物件名を記載するなど入札保証保険証書から当該入札物件が保証対象であることがわかるようにすること。なお、入札保証保険期間の終期は、入札日（開札日）から起算して 5 日目（県の休日を除く。）とすること。
- ・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の 5 パーセント以上となる。例えば、1,000,000 円で入札する場合、消費税及び地方消費税を含むと 1,100,000 円となるため、入札保証金は 50,000 円以上ではなく 55,000 円以上となるので注意すること。入札保証金が 50,000 円の場合は、909,091 円までしか入札できず、1,000,000 円の入札は無効となる。
- ・入札保証金の免除手続書類は、予定表の提出期限までに「入札保証金免除申請書（別紙 3）」を提出すること（郵送、持参又は FAX 等）。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできない。

イ 契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除される

ものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上履行し、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。なお、契約の規模については、契約金額に応じて次の区分で提出すること。
 - ①2,000万円以上
 - ②2,000万円未満500万円以上
 - ③500万円未満

(8) 入札の無効

公告「12 入札の無効」による。

(9) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・ 開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定である。この場合、郵送により入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わない者は「入札辞退」として取り扱う。また、開札に立ち会う者のうち、再度、再々度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載のうえ、入札書を提出すること。
 - ・ 再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め4回以上となる場合があるので、入札書（4枚以上。郵送により入札書を提出した者のうち開札に立ち会う者は3枚以上。）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。
 - ・ 郵送以外の入札者で再度、再々度の入札に参加する者及び郵送による入札者で開札に立ち会う入札者がないときは、再度、再々度の入札は行わない。
 - ・ 郵送による入札者が開札に代理人を立ち合わせるときは、委任状の提出が必要であること。
- ※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ、代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。

(10) 落札者決定の通知

- ア 全ての入札者が開札に立ち会った場合
落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。
- イ 開札に立ち会わなかった入札者がある場合
落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、港湾課ホームページにおいて掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。なお、落札者が開札に立ち会わなかった場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。
 - ①落札者決定通知書を落札者にFAX送信する。
 - ②落札者に電話を掛け、①の受信確認を行い、FAX及び電話により、落札者決定の通知を行う。

(11) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する

る協定」の適用を受ける。

エ 本契約は、議会の議決を要するため、落札決定後は、仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、本契約を締結する。

オ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(12) 競争入札の参加資格

公告「2 入札参加資格」による。

2 その他

(1) 当該調達契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県土木部港湾課

〔電話〕095-894-3052

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和7年12月8日17時00分までです。

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884